

議案第64号

取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について

取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

生産緑地法の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を条例で定め、当該区域の面積の下限を引き下げることにより、防災、良好な景観の形成、環境保全など多様な機能を有する都市農地の保全をより一層図るため、本条例を制定するものです。

取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。